

# 子育て支援だより

## 「子育てワンポイントアドバイス」

### 第218回 「ヤングケアラー」

作業療法士 塩津 裕康

作業療法士の塩津です。今回はヤングケアラーについて取り上げてみたいと思います。

皆さんは『ヤングケアラー』という言葉をご存知でしょうか？近年、さまざまなところで耳にすることが増えているのではないのでしょうか？ひとつはこども家庭庁<sup>1)</sup>で取り上げられていることが大きいでしょう。

ヤングケアラーとは法令上の定義はありませんが、厚生労働省のホームページ上では「ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行なっている子どものこと」とされています。

このような状況になる背景（理由）はさまざまです。『障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている』『家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている』『日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳している』『家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている』などがあげられます。子どもが家事や家族の世話をすることは、家庭内での役割として行われ、子どもの成長を育む側面もあります。一方で、子どもの年齢や成長度に合わない重すぎる責任やケアなど、過度な負担が続くと、子ども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、社会的発達の制限、就労への影響などが出てくると報告されています<sup>2)</sup>。

決定的に何が良い／悪いと決められるものではないですが、社会や家族のカタチが変わっている中で生じている課題（ヤングケアラー）もあることを気に留めていけると良いですね。

#### 参考文献

- 1) こども家庭庁HP：ヤングケアラーについて。  
(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>)
- 2) Joseph S, et al.: Young carers research, practice and policy: an overview and critical perspective on possible future directions. *Adolescent Research Review*, 5: 77-89, 2020.

※塩津作業療法士は、あさひ園で個別療育相談、朝日小学校で巡回相談を行っています。

## 2月の子育て支援事業



日程	時間	事業名	内容	対象	場所	予約	担当
2/13(火)・16(金)・ 20(火)・27(火)・29(木)・ 3/5(火)・8(金)	10:00-12:00	あそび場	スキンシップ・ ストレッチなどの 遊び	発達 が ゆっく りの 子 ど も と 保 護 者	ほっとくらぶ	不要	ほっとくらぶ (377-3522)
2/21(火)・3/1(金)		ほっとする 親の会	茶話会				

\*最終ページに子育て健康課の子育て事業を掲載していますので、ご覧ください。

\*お問い合わせは、各担当者にご連絡ください。